

平成29年度 教育委員会 第1回臨時会 議案

1 日 時 平成30年 3月15日 (木) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第44号議案 「本とともだち」プラン 静岡県子ども読書活動推進計画
—第三次計画—」の策定 … 1

第45号議案 平成30年度組織改編に係る関係規程の改正 … 3

<非>第46号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第47号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第48号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第49号議案 平成30年度教職員人事異動 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第44号議案

「本とともだち」プラン 静岡県子ども読書活動推進計画 ー第三次計画ー」の策定

「本とともだち」プラン 静岡県子ども読書活動推進計画 ー第三次計画ー」を別紙（別冊）のとおり策定する。

平成30年3月15日提出

静岡県教育委員会教育長

「本とともだち」プラン 静岡県子ども読書活動推進計画 (第三次計画) 概要

(要 旨)

子供の読書活動の推進に関して、「第二次計画」(平成23年3月策定)に基づき、様々な施策を展開してきた。読書の重要性や新たな時代のニーズ等も踏まえ、「読書県しずおか」の構築をさらに推進するため、第三次計画として「本とともだち」プランを策定し、家庭、地域、学校を通じた社会全体での一層の推進を図る。

	7年		7年		10年	
平成	16～19	20～22	23～25	26～29	30～33	34～39
期間	4年	3年	3年	4年	4年	6年
計画	1次計画	1次後期	2次計画	2次中期	3次計画	3次(中・後期)計画

※教育振興基本計画の改訂に合わせ見直す。

1 「本とともだち」プランの内容

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえて、静岡県の子どもたちが、自主的に読書に親しむ習慣の確立できるようにするための施策や体制の方向性を示したものである。

策定にあたっては、乳幼児期及び中高生における読書活動の推進と子どもたちの主体的な学びを支える学校図書館の充実をポイントとし、成長過程に応じた施策とともに、家庭、地域、学校を通じた社会全体での推進を図った。

(次頁「『本とともだち』プランの体系」参照)

2 「第二次中期計画」からの主な改訂点

新たに発達段階に合わせた読書活動の推進や、新しい学習指導要領への対応等を行うため、下記のような重点等に関する取組を行う。

・啓発広報

ICTを活用した読書に関する情報の提供、「本とともだち」の配布など

・就学前の読書推進

「子ども読書アドバイザー」を活用した幼稚園等の読書環境整備など

・中高生の読書推進

「ビブリオバトル」の県大会開催と各校種での実施の促進など

・学校図書館の充実

「学校図書館チェックシート」の活用促進、関係職員研修の充実など

第 45 号議案

平成 30 年度組織改編に係る関係規程の改正

平成 30 年度の組織改編によって必要となる以下の規程の改正を行う。

- 1 静岡県教育委員会組織規則等
 - (1) 静岡県教育委員会組織規則
 - (2) 静岡県教育委員会表彰規程
 - (3) 静岡県産業教育審議会会議規則
 - (4) 静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則
 - (5) 静岡県文化財保護審議会規則
 - (6) 静岡県立富士山麓山の村の組織及び運営に関する規則
 - (7) 静岡県教育委員会文書管理規則
 - (8) 静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
 - (9) 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則
 - (10) 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則
 - (11) 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
- 2 教育長の権限の一部を出先機関の長に委任する規程
- 3 静岡県教育委員会文書管理規程
- 4 静岡県教育委員会所有自動車管理規程

平成 30 年 3 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 45 号議案 概要>

平成 30 年度組織改編に係る関係規程の改正

1 改正等の理由

以下の規程について、平成 30 年度の組織改編によって必要となる改正を行う。

2 改正等の内容

(1) 静岡県教育委員会組織規則

ア 静岡県教育委員会事務局及び教育機関（県立学校及び指定管理者が管理を行う者を除く。以下同じ。）を教育部と称する。

イ 教育部に、部長、教育監、理事（総括担当）及び理事を置く。

ウ 教育機関に係る組織規定を関係規程から移管する。

エ 規則の名称を「静岡県教育委員会事務局内部組織規則」から、「静岡県教育委員会組織規則」（以下「教育委員会組織規則」という。）に改める。

オ 各所属の所掌事務の見直しに伴い、必要な改正を行う。

カ その他、組織改編に関して、教育委員会組織規則の附則で以下の規則を改正する。

(ア) 静岡県教育委員会表彰規程

組織名を改める。

(イ) 静岡県産業教育審議会会議規則

組織名を改める。

(ロ) 静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則

組織に関する規定を、教育委員会組織規則に移管するとともに、規則名を「静岡県文化センターの運営に関する規則」に改める。

(ハ) 静岡県文化財保護審議会規則

組織名を改める。

(ニ) 静岡県立富士山麓山の村の組織及び運営に関する規則

組織に関する規定を、教育委員会組織規則に移行するとともに、規則名を「静岡県立富士山麓山の村の運営に関する規則」に改める。

(ホ) 静岡県教育委員会文書管理規則

組織名を改める。

(ヘ) 静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

組織名を改める。

- (ク) 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則
組織に関する規定を、教育委員会組織規則に移管する。
- (ク) 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則
組織に関する規定を、教育委員会組織規則に移管するとともに、規則名を「静岡県総合教育センターの運営に関する規則」に改める。
- (コ) 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
組織名を改めるとともに、「教育次長」を「部長」へ改める。

(2) 教育長の権限の一部を出先機関の長に委任する規程

- ア 組織改編を踏まえ、規則の対象範囲を明確化するため、「出先機関」を「現地機関及び県立学校」に改める。

(3) 静岡県教育委員会文書管理規程

- ア 組織改編に伴う文言の整理を行う。
- イ 「教育次長」を「部長」に改める。

(4) 静岡県教育委員会所有自動車管理規程

- ア 組織改編に伴う文言の整理を行う。
- イ その他所要の修正を行う。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第1回臨時会 報告事項

番号	項 目	Page
1	教育行政CDP計画の策定	1
2	監査結果に関する報告	3

(件名)

教育行政職CDP計画の策定

(教育総務課)

1 計画策定の方針

教育行政職員が主体的なキャリア形成意識をもって自らの能力開発に取り組み、組織がその意欲、能力を人事異動や研修により支援していく人材育成の仕組みとして「教育行政職キャリア・デベロップメント・プログラム (CDP)」を導入する。

2 計画策定の背景

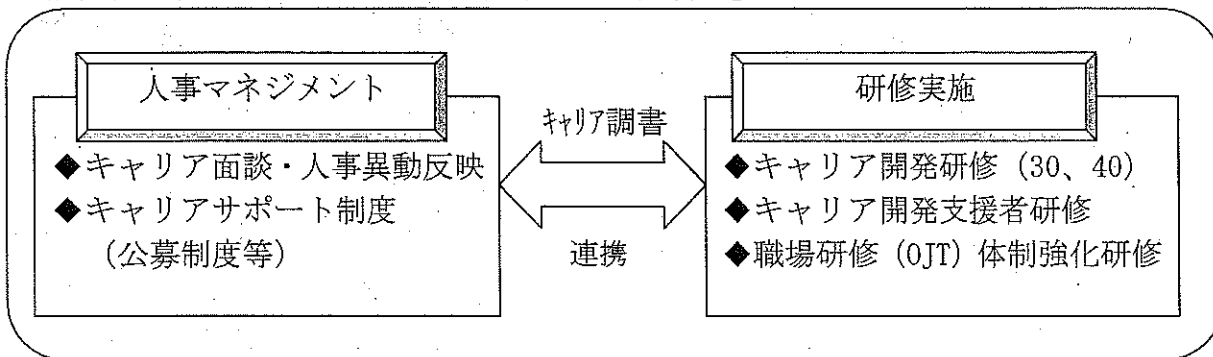
教育行政職は、知事部局との交流拡大、採用一元化等に伴い、キャリアパスの選択肢が増えていく中、自らのキャリアデザインを構築することが求められている。また、「チームとしての学校」「学校における働き方改革」が求められる中で、学校事務職員の学校経営への参画や、学校運営のうち教員業務の支援の必要性が高まっている。

こうした背景の中で、これまで教育行政職を対象とした人材育成計画はなかったことから、人事と研修を融合させた新たな時代に対応した人材育成計画を策定する。

3 計画の適用日

・平成 30 年 4 月 1 日～

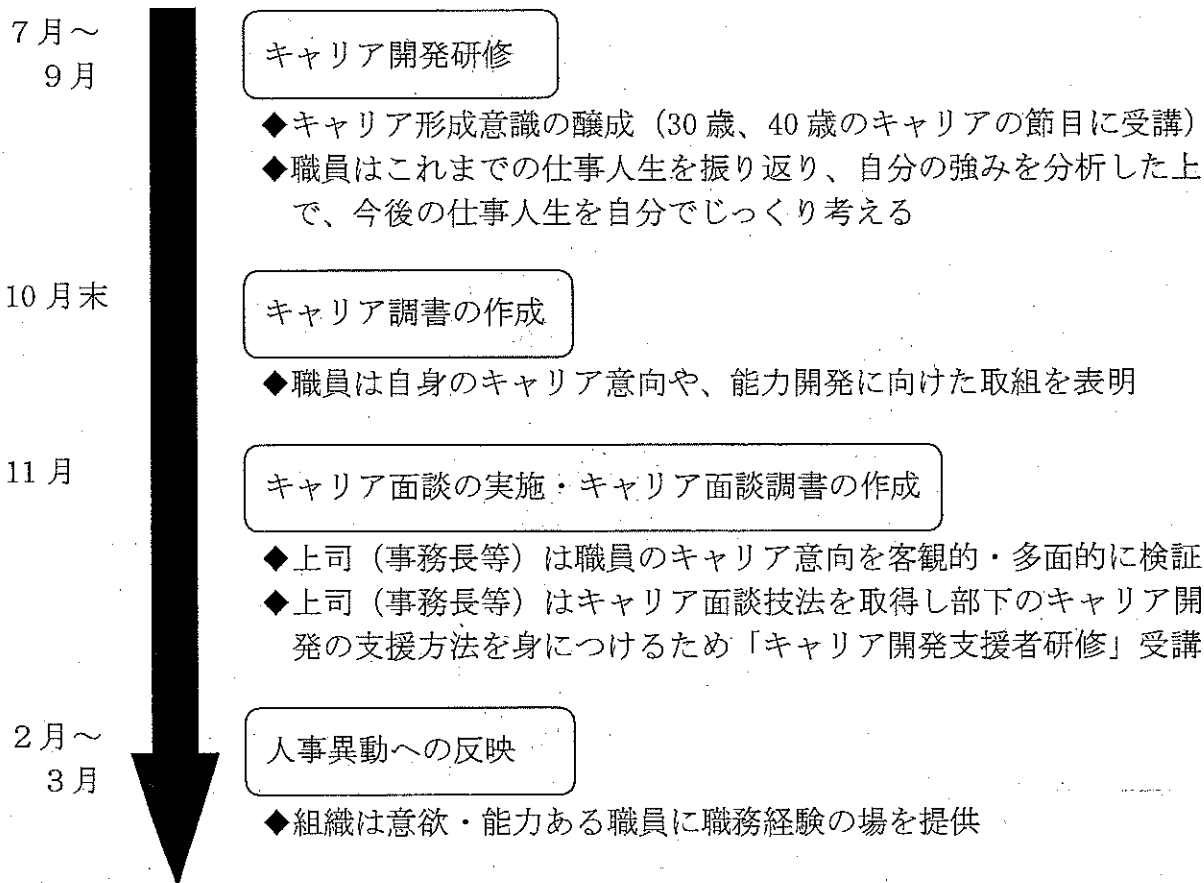
4 教育行政職CDPの理念図 (※体系図は「資料1」のとおり)



5 教育行政職CDP計画書のポイント (基本構成及び目次は「資料2」のとおり)

項目	人事・研修マネジメント
教育環境の変化に対応した教育行政職の将来動向	◆将来を見据えた教育行政職の業務変化イメージ (学校経営への参画、学校運営の支援業務拡大等)
静岡県CDPの考え方導入 (教育行政職のキャリア形成意識の向上と組織支援)	◆キャリア開発研修 (CD30・CD40) の導入 ◆キャリア意向の聴取と人事異動への反映 ◆キャリアサポート制度の実施 (公募、派遣研修)
次世代を担う教育行政職員の育成	◆職場研修 (OJT) : OJT 推進体制の整備 ◆職場外研修 (OFF-JT) : 基本研修、専門研修の充実

6 キャリア開発支援に関する年間の流れ



7 キャリア開発研修

平成30年度からキャリア開発研修を導入する。本研修はCDP体系に基づくキャリア意識形成の核となる。

項目	キャリア開発研修 30	キャリア開発研修 40
ねらい	これまでの職が将来のキャリア形成につながることを認識し、日々の職務を通じて将来の種を蒔く意識を持つ。	自分のキャリアを振り返り、その特性、能力を判断した上で、これまで獲得したノウハウや自分の強みを生かした組織貢献、自己実現を考える。
位置づけ	キャリアプランの基礎づくり期	キャリアプランの完成期
受講対象者	年度当初30歳職員	年度当初39歳職員
研修日数	2日間	2日間
科目	<ul style="list-style-type: none"> ◆キャリア開発の考え方 ◆30歳からのキャリア形成 ◆キャリア開発研修 <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解、環境分析 ・キャリアビジョン形成 ・キャリアビジョン実現に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ◆40歳からのキャリア形成 ◆キャリア開発研修 <ul style="list-style-type: none"> ・私の所在地を確認 ・県を取り巻く環境の変化 ・自分らしさを発見・整理 ・将来像を描き、実現させる

※このほか、キャリア開発研修30を未受講の30代の職員を対象に、補完対応として、CDP説明会を実施する予定。

監査結果に関する報告

(財務課)

1 平成29年度第4回の監査結果

(1) 指摘等事項の概要

平成30年3月2日に、今年度、第4回目の監査結果の報告があった。

今回は、平成29年11月9日から平成30年1月26日までに実施した県立学校等49所属の監査についての報告で、教育委員会については、6件の指摘、6件の注意が付された。

<指摘6件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
伊豆総合高等学校	件名	住居侵入等及び窃盗事件の発生
	内容	県立土肥高等学校(現県立伊豆総合高等学校土肥分校)の教諭は、平成28年9月、金品摂取の目的で伊豆市内の邸宅に侵入し、現金約40万円等を窃取した。また、平成28年10月、伊豆市内の住宅に侵入し、4万円を窃取した。さらに、平成27年10月頃から平成29年2月頃までの間、勤務時間内外に教員及び生徒が所有又は管理する現金479,609円を窃取した。
富士東高等学校	件名	交通加害事故の多発
	内容	平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。
静岡商業高等学校	件名	窃盗事件の発生
	内容	静岡商業高等学校の教諭は、平成29年3月、静岡市内の量販店において文房具や医薬品等を万引きした。
富士特別支援学校	件名	交通違反(酒気帯び運転)の発生
	内容	富士特別支援学校の教諭は、平成28年10月、公務外において酒気帯びの状態で乗用車を運転した。
藤枝特別支援学校	件名	交通加害事故の多発
	内容	平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。
機関名非公表	件名	わいせつ行為の発生
	内容	県中部の県立高等学校の主任技能員は、平成29年6月から8月にかけて、女性職員のスカートをめくるなどのわいせつ行為を行った。

<注意 6 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
伊豆総合 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
富士東 高等学校	件 名	通勤手当の認定誤り
	内 容	通勤手当の算定の際、高速道路の利用料金の算定を誤り、平成 26 年 4 月以降の通勤手当に過払いが発生していた。
静岡農業 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 3 件発生していた。
天竜 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
袋井特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
浜北特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 26 年度から 28 年度にかけて、3 年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。

(2) 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成 30 年 6 月 1 日までに監査委員へ報告する。

2 平成 29 年度第 3 回の監査結果における指摘、注意に対する措置状況

平成 29 年度第 3 回の監査結果（平成 29 年 12 月 5 日付通知）における指摘（1 件）、注意（3 件）に対する各所属の措置状況について、3 月 5 日監査委員へ報告した。

<指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
機関名非公表	セクシュアル・ハラスメント行為の発生	別紙 1

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
御殿場高等学校	交通加害事故の発生	別紙 2
富岳館高等学校	生徒の個人情報の紛失	別紙 3
静岡東高等学校	傷害事件の発生	別紙 4

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
機関名非公表	平成 29 年 12 月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 セクシュアル・ハラスメント行為の発生</p> <p>3 内 容 県立特別支援学校の主任技能員は、平成 27 年 10 月及び 28 年 5 月、8 月、複数の女性職員に対して、不意に抱きしめるなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成 29 年 1 月から校長が職員に対し、次の(1)から(3)のとおり改善措置をしました。</p> <p>(1) 今回の不祥事を教訓とすることを要請しました。</p> <p>(2) 不祥事根絶への高い意識を継続して維持することを要請しました。</p> <p>(3) 学校経営計画の基本を「人を大切にすること」「安心安全」とし、防災・防犯・不祥事根絶を組み入れることへの協力を要請しました。</p> <p>2 平成 29 年 1 月の不祥事の公表後から次の(1)から(5)の取組を実施し、セクシュアル・ハラスメントの発生の防止に努めています。</p> <p>(1) 不祥事が発生する以前から行ってきた「人を大切にする」をキーワードとした校長講話を職員会議や幹部職員会議、分掌課長会議、朝の打合せ等折に触れ継続して行っています。</p> <p>(2) 自校の成果や強みを挙げ、士気の高揚や課題解決に向けた連帯感を醸成することで、より良い職場環境や人間関係をつくり、職員相互が関心を払うよう促しています。</p> <p>(3) 学校教育目標や学校経営計画に「人を大切にする」というキーワードを多用し、自らの規範意識の高揚や綱紀粛正を促しています。</p> <p>(4) 人事評価面談において、自他のセクシュアル・ハラスメント被害の情報の有無を確認するとともに情報を入手した場合は、迅速に報告するよう促しています。</p> <p>(5) 懲戒処分が報告された都度、直近の朝の打合せ等で印刷物を配布する等し、綱紀粛正を促しています。</p>	

(別紙2)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
御殿場高等学校	平成 29 年 12 月 5 日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成 28 年度に、通勤途上における交通加害事故が 3 件発生していた。	
【措置の内容】 ・交通事故発生時の措置 事故発生時の当日に当該職員から事故の報告を受け、事情聴取を行いました。事故の相手に忠実な対応を行ったか、相手・本人の怪我等の実態の把握、警察・保険会社等への迅速な連絡・処理ができたかを確認しました。 校長からは、各当該職員に対し、少しの油断で被害者だけでなく自身や家族の生活も一変させかねない危険性と責任の重大性について厳重に注意しました。 ・職員への交通安全意識の高揚 職員の意識徹底を図るため、事故発生日の数日内（夏休み時に発生した事案に関しては生徒登校日）には、朝の打合せにおいて校長・副校長により全職員へ交通事故防止に関する注意喚起をしました。 平成28年度には全教職員を対象とした交通事故防止研修を4回実施し、平成29年度は「安全運転事故チェックリスト」を用いた確認を3回実施しています。1学期に実施した「安全運転事故チェックリスト」では、集計結果に基づきグループワークを行い、意見交換することにより交通安全意識の高揚に努めました。また、飲酒運転根絶研修については、県からの冊子を活用し、平成28年度と平成29年度の6月と12月にグループワークを実施しました。平成30年2月20日には外部講師による交通安全研修会を実施し、更なる交通安全に対しての意識を高めました。 ・今後の防止対策 今後とも「交通安全ニュース」の配布・説明や、県教育委員会教育総務課より毎月配信される「事故削減プログラム」の実施を喚起し、職場全体で安全運転への高い意識と交通事故防止の徹底に努めます。	

(別紙3)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富岳館高等学校	平成 29 年 12 月 5 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒の個人情報の紛失</p> <p>3 内 容 富岳館高等学校の教諭は、平成 28 年 12 月、静岡県立学校情報セキュリティ対策基準に違反して個人所有のパソコンに生徒の個人情報を保存し外部に持ち出した。その後、自家用車に置いてあったパソコンが盗難に遭い、生徒の個人情報を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>該当職員は担当する生徒の個人情報を許可なく個人所有のパソコンに保存して自宅へ持ち帰り、車の中に置いていたところ、平成 28 年 12 月 16 日夜から 17 日の朝にかけて、自宅アパートの駐車場に停めた車の窓ガラスが割られ、車内にあったパソコンを盗まれました。</p> <p>学校では、平成 28 年 12 月 20 日に全校生徒に対し紛失したパソコンにはパスワードがかけてあり正しく入力しないと起動しない設定になっているが、生徒の情報が保存されていたことを校長が説明し、謝罪をしました。また平成 28 年 12 月 22 日には保護者会を開催し、同様の概要説明と謝罪を行いました。</p> <p>職員に対しては、平成 29 年 2 月の職員会議において「情報管理マニュアル」を再読し、情報管理を徹底するよう伝えました。また従前の対策に加え、生徒の個人情報処理は、職員室内の県から支給されているパソコンのみで行うこととし、電子媒体による生徒の個人情報の校外への持ち出しも禁止しました。</p> <p>平成 29 年度は、職員会議など全職員の集まる機会に、管理職から情報管理の再点検を行うことや取扱いについても細心の注意を払うよう指導しております。</p> <p>今後も折に触れ、職員に対し注意喚起を行い、研修等の実施により職員の意識を高め、学校全体で再発防止に努めてまいります。</p>	

(別紙4)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡東高等学校	平成29年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 傷害事件の発生 3 内 容 静岡東高等学校の教諭は、平成29年1月、実母に対し暴行を加え、傷害の容疑で逮捕された。	
【措置の内容】 本件は、本校教諭が、老人福祉施設に入所している実母の食事介護中に、実母の顔を叩き、その行為を見ていた施設職員が警察に通報し逮捕されたものであります。 このことを受け、 1 生徒への対応として、逮捕翌日に臨時の全校集会を開き、報道内容の伝達、動揺することのないよう説明を行いました。 2 保護者への対応としては、全保護者宛にお知らせ文書を作成、生徒を通して配布しました。 3 職員への対応としては、逮捕翌日の朝、臨時の職員会議を開き、校長より事件の概要が説明され、生徒が動揺することのないよう、教職員は落ち着いて普段どおりの指導を行うよう、指示がありました。また、その翌日の朝の打合せでは、校長より新聞記事について説明があり、精神的に不安定になる生徒がいるか等の状況を把握するほか、信頼回復に向けて職員一丸となって全力を傾けるよう指示がありました。 その後、教育委員会の処分のありました平成29年3月には、校長より教諭の職場復帰に対して職員が協力するとともに、職員全員が不祥事根絶に向けた意識を常に持つよう、指示がありました。 平成29年度には、毎月の職員会議で懲戒処分事案を紹介するほか、平成29年4月は不祥事根絶チェックシートの実施と、グループエンカウンター研修を実施、平成29年6月は職場の雰囲気づくりに係るアンケートを実施したほか、不祥事について学校評議員と意見交換を実施、平成29年10月はアンガーマネジメント及び人間関係改善研修を実施し、不祥事根絶の意識醸成を図りました。 今後も、機会ある毎に、不祥事根絶に係る取り組みを職員一丸となって実施し再発防止に努めてまいります。	